

「特定複合観光施設区域整備法案」への反対討論

平成 30 年 7 月 20 日
国民民主党・新緑風会 田名部匡代

国民民主党・新緑風会の田名部匡代です。会派を代表し、「特定複合観光施設区域整備法案」、いわゆるカジノ法案に反対の立場で討論を行います。

はじめに、西日本豪雨で犠牲になられた皆様のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、酷暑の中、被災地で活動されておられる全ての皆様に敬意と感謝を申し上げます。

私は 7 年 4 ヶ月前に発生した東日本大震災の被災地である青森県八戸市の出身です。あの東日本大震災の時も多くの尊い命が失われました。家も土地も仕事も失い、深い悲しみの中、生きる希望を失いかけた被災地に、全国そして世界中からいろいろな形でご支援を頂きました。今もまだ元の生活に戻ることのできない方々が大勢いらっしゃいますが、被災地に寄り添ってくださる皆様が被災地に力を与えてくださいました。そして、今はまだ大きな苦しみと悲しみの中におられる西日本豪雨災害の被災者の皆様も、現場で活動されておられるボランティア、自衛隊、消防、警察、行政関係者や、全国の励ましの声を力に、一歩ずつ前に進もうとされておられることと思います。

一方で、誰よりも全力で命を守り、全力で被災者の支えとなり、復旧への対応をしなければならぬはずの国会では、賭博推進のカジノ法案の成立に躍起になり、その間、災害対応に集中すべき石井国交大臣はずっと委員会に出席。石井大臣は「災害対応は万全の体制で行っている」と答弁されておられましたが、瞬時の判断や対応が求められる中で、陣頭指揮をとる国土交通大臣がカジノ法案の審議に出ていることを万全の体制と言えることに、私は全く理解できません。ようやく被災地を訪問された時には、現場の方から、「地域につながる道路の渋滞が解消されず復旧の妨げになっていることや、水やスコップなどの必要な物資の支援が不十分である」と詰め寄られていました。そのように支援も不十分なか、カジノ法案を審議していることを被災地ではどう感じておられたことでしょうか。これは総理や他の閣僚にも言えます。11 万人もの住民に避難指示が出され、被害の拡大が予測される危機迫る状況で、当然陣頭指揮の準備をしているかと思えば、赤坂自民亭なる酒席で酒盛り。飲み会などやっている状況ではないとの当然の判断もつかなかった総理や防衛大臣。そして多くの議員が集まりながら、誰も宴会を中止させなかった自民党。一瞬でも豪雨被害の状況は大丈夫だろうかと心配する国会議員がその中にいなかったのかと思うと、情けない気持ちになります。これで被災者に寄り添うことなど出来るはずがないと思いますし、国

民の命を守れるとは思えません。加えて初動対応がもっと早ければ、もしかしたら救うことのできた命もあったのかもしれないと考えると、その責任は重大です。

本日、衆議院で内閣不信任案が提出され、残念ながら否決されてしまいました。命の重さ尊さを受け止めておられるとすれば、誰に言われるでもなく、安倍内閣は自ら責任を取られるべきです。

法案がいかにか悪法かということは、昨日、一昨日の本会議でも触れられましたし、これまでの委員会でも数多く指摘されてきました。また、多くの国民は、明治時代の旧刑法から禁止され続けられてきた賭博を合法化し、民間事業者に開放することに対し、大きな不安・不信感を持っています。カジノを解禁するために必要とされる法務省があげた 8 項目の賭博罪の違法性阻却についても、十分な議論も説明もないわけですから、立法府としてこんな無責任なことが許されるはずがありません。また IR のプラスの経済効果の試算もシンガポールの実情を紹介されるのみで具体的には何も示されておられませんし、ギャンブル依存症対策の費用についても明らかにされていません。特にギャンブル依存症の問題については、対策が徹底して行われるのかどうか明確でない上に、政府の示す週 3 日かつ 28 日間で 10 日も利用できることが依存症対策になるのでしょうか。とてもそうは思えません。滞在 24 時間を 1 回とカウントし、週 3 回の入場で最大週 6 日間カジノに通えることを可能とすることのどこが入場制限なのでしょう。昨日の我が党の大塚代表の言葉をお借りすれば、とても正気の沙汰とは思えません。政府は自ら示した依存症対策は対策にならないとわかっていながら、誤魔化せるとでもお考えでしょうか。逆に本気でこれで十分と思っているとしたら、それこそ正気の沙汰とは思えません。ギャンブル依存症やそのご家族、関係者がこれまでどれだけ苦しみ、悩み、真剣に取り組んでこられたか、本気でそのことを思えば、こんな対策を対策ということはできないはずです。また、政府は当初、カジノは海外の富裕層などを対象にする施設だと説明されてきましたが、現時点では、カジノの入場者は日本人が多数になると見込まれています。カジノ場内では、一定の金額を預託しておけば賭け金を無利子で借りることができます。これでは自己破産に至るケースを食い止められないのでしょうか。だれが責任取るのですか。

このように、明記されていることだけでも、問題だらけではありますが、さらに問題なのは、本法案には多くの事項が政省令・規則に委任されていることです。法案では、カジノの設置や事業運営に関して、様々な規制が加えられますが、その詳細のほとんどは政省令やカジノ管理委員会の規則に委ねられており、その数は 331 項目にも及んでいます。例えば、カジノ施設の面積制限についても、政省令や規則で決められることになっていますが、その予定されている上限規制

は全くゆるく、IR敷地内に大きく目立った「カジノ施設」が出現することも予想されます。様々な事業規制が政省令・規則に委ねられている本法案においては、今後、カジノ事業者が有利に・自由に営業できる環境づくりが行われることが懸念されます。

審議を急ぐ必要性も全く見当たらない、そして経済効果や必要な対策費など具体的な試算もしていないのに、なぜ成長戦略なのかも不明、なぜギャンブルが合法化されるのか、違法性阻却についてはどうなのか、ギャンブル依存症が著しく増加するのではないかなど、一切明確になっておらず、詳細を確認すべき事項が多く残ったままです。

しかし、昨日、委員会の審議が打ち切られ、採決が行われました。これまでも豪雨災害の対応を優先すべきと野党は一貫して与党に訴えてきましたが、委員長職権で委員会は開かれ続けました。被災地を置きざりにし、法案の内容も問題だらけ、依存症で苦しむ人を増やしかねないこの法案を、本会議で成立させることには、断固反対の意を表明します。

最後に、この法案の審議において、我が党の矢田わかこ議員は委員会の理事として、これまでも、与野党を超えて被災者のために行動すべきと訴え続け、与党の強い採決要求に対しても断固反対と主張し現場で与党の説得に努めましたが、与党が採決方針を変えることはありませんでした。依存症被害を少しでも食い止めたいという、議員の努力により、最終手段として31項目の付帯決議を要求し、そこであらためて問題点を浮き彫りにし、付帯決議を成立させました。その努力は早速、ギャンブル依存症問題を考える会の代表のブログで取り上げられ、1ミリでも進展させようとした勇気への感謝が記されていました。その思いを受け止め、今後もギャンブル依存症問題に取り組まれている全国の皆様と共に私たちも取り組んでいくことをお伝えし、私の反対討論といたします。議員の皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。